

日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が所有する日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ポスターデザイン 別に定める日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターの使用に関するデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に示すイラストその他これらに類するもの
- (2) 成果物 ポスターデザインを使用した商品、景品、商品等のパッケージその他これらに類するもの

(使用承認等)

第3条 ポスターデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ポスターデザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令に違反し、若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) 第6条各号に掲げる事項を遵守しない、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものが利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

3 市長は、ポスターデザインの使用を承認したときは、日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すものとする。

5 市長は、ポスターデザインの使用を承認しないときは、日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による申請を省略することができる。

- (1) 本市が主体となって実施する事業等で使用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が本市に関する広報の目的で使用するとき。

- (3) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用する時。
- (4) 本市が行事の共催又は後援の承認をした事業で使用する時。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた時。

（使用承認期間）

第4条 前条第2項の規定による承認（以下「使用承認」という。）をすることができる期間（以下「使用承認期間」という。）は、使用を開始する日から起算して5年以内とする。

（使用料）

第5条 ポスターデザインの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第6条 第3条第3項の規定による通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途以外に使用しないこと。
- (2) 第3条第4項の規定により付された条件に従うこと。
- (3) ポスターデザインの色、形状等、別に定めるデザインマニュアルの内容を遵守すること。
- (4) 本市のイメージを傷つけないこと。
- (5) ポスターデザインを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) ポスターデザインに係る商標登録出願を行わないこと。
- (7) 使用者は、成果物2点を完成後速やかに市長に提出すること。ただし、現物の提出が困難である場合は、当該成果物を記録した写真の提出をもってこれに代えることができる。

（違反等に対する取扱い）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった時。
- (2) 第3条第4項の規定による条件に違反した時。
- (3) 第6条各号に掲げる事項を遵守しない時。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合、日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用承認取消通知書（第4号様式）により使用者へ通知する。

- (1) 前項の規定による申入れを行った後、是正される見込みがない時。
- (2) 前項各号のいずれかに該当すると認める場合で、緊急を要する時。

3 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害及び損失について、その賠償の責めを負わない。

（使用承認の変更）

第8条 使用者が、使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用変更承認申請書（第5号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認することが適当であると認めたときは、日本遺産のまち瀬戸

市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用変更承認通知書（第6号様式）により、申請を認めないときは日本遺産のまち瀬戸市のプロモーション推進に係るPRポスターデザイン使用変更不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 3 使用者は、前項の規定による変更の承認を受けた日以後においても、第6条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（免責）

第9条 市長は、ポスターデザインの使用により使用者又は第三者に生じた損害又は損失について、その賠償の責めを負わない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ポスターデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。